

悪質商法から高齢者を守る！！

送りつけ商法

皇室の写真集などを一方的に送りつけ、代金を請求する商法に注意！



事例

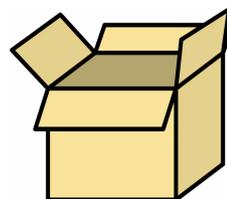
先日、身に覚えのない荷物が届いた。中身を確認すると立派な額に入った皇室写真と、48,000円の振込用紙が入っていた。申し込みもしていないし、いらないので、送り返したいが、どうしたらよいか。

アドバイス

- ・上の事例のように申し込んでもいないのに、勝手に商品を送りつけ、代金を請求する手口を「送りつけ商法」または「ネガティブ・オプション」と呼びます。
- ・一方的に送られてきた場合は、申し込みをしていないので、それだけで契約が成立することはありませんが、送られてきた商品をすぐに処分してはいけません。
- ・一方的に送られてきた商品は、届いた日から14日間保管すれば、自由に取り扱うこと（処分）ができます。
- ・もしも、電話で勧誘され、買うことに承諾していた場合は、契約が成立しますが、契約書を受け取ってから8日以内なら、クーリング・オフできます。
- ・また、代金引換郵便で送られてくる場合もありますので、すぐに支払わず、家族に確認をした上で、頼んだ人がいなければ受取拒否をしましょう。

被害に遭わないために！

- 代金は絶対に支払わないようにしましょう！
- その他、送りつけられる商品の例…書籍、雑誌、カニなどがあります。
- 身に覚えのない商品が届いたら、消費生活センターに相談しましょう！



わからな
いこと
とは、セン
ター
に聞いてね。



名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437